

令和5年3月20日

第3回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和5年3月20日（月） 午後2時

2 場 所

曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係	○○○○○
財部分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和5年3月20日（月） 午後3時35分

令和5年第3回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第20号 農地法第3条所有権移転による許可申請について
- 議案第21号 農地法第4条による許可申請について（申請変更）
- 議案第22号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第23号 農地法第5条による許可申請について（1月保留案件）
- 議案第24号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第25号 非農地証明願について
- 議案第26号 農地の用途変更届（200㎡未満）について
- 議案第27号 農用地等のあっせんについて
- 議案第28号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第29号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第30号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告第 3号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和5年第3回農業委員会総会

令和5年3月20日（月） 午後2時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

定刻になりましたので、ただいまから総会を開催致します。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

皆さんこんにちわ。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第3回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第20号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉24号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉25号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉26号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉27号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が始良市ですが、申請地まで車で1時間程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉28号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ゆず、キンカン、トウガラシ等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、新規就農者ですので、農業機械は、義理の父から借用し、本人も24頭の牛を養っております。ゆずの出荷先は、ゆずの加工センターです。キンカン、トウガラシについては、農協に出荷するという事でした。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 29 号について、3 月 17 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 30 号について、3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、従姉です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉 31 号について、3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉 32 号について、3 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。面積が小さく、本人が耕作出来なくなり、隣接する○○○○○さんに無償で譲るという事でした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 33 号について、3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 34 号について、3 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付け予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 35 号について、3 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 36 号を 3 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ユーカリを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉の27号をお尋ねします。〇〇〇〇〇さんて方は、始良市から来られる訳ですが、この田は、現在、耕作されているのですか。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

現在も耕作されています。周辺にも田を借りられて耕作されています。出来た品物については、スーパーや道の駅へ販売されています。本人は、以前、経済連に勤めていらっしゃいまして、そお鹿児島農協の〇〇〇〇〇という立場でもいらっしゃるようです。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

解りました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第20号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第21号農地法第4条による許可申請1月申請変更についてを議題と致します。本件については、事務局において、説明を求めます。

○事務局 (〇〇〇〇〇)

この案件については、1月総会の5条で〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんで作業場と駐車場・資材置場で申請して頂いたものです。許可意見を頂いて進達したのですが、県の方が実際違反転用した〇〇〇〇〇さんが4条申請してから〇〇〇〇〇さんに譲るのが筋だという事で、一端、5条申請を取り下げして、今回改めて4条申請をして頂いたものです。一回、皆様から許可を頂いていたので、こちらから報告という形で議案を上げさせて頂いています。

議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第21号農地法第4条による許可申請1月申請変更については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第22号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において、現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉22号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大園下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林と畑、西が山林、南が山林と原野、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われれます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、山林を整備する面積として、全体で2,950

m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除については、隣接地から4m緩衝地を設け、クヌギを植林し、また、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、山林を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉23号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、坂下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、事務所・農業用倉庫を整備する面積として、全体で624m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、現状のまま利用するもので、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第二種農地に該当し、事務所・農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉24号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、国原西自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、農家住宅と通路はすでに整備されており、また、コンテナハウス等の費用については、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農家住宅・通路・カーポート・コンテナハウス・資材置場を整備する面積として、全体で1,079.3m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は集水枡を設置し、水路へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で第二種農地に該当し、農家住宅と通路はすでに整備されており、農地への復元も困難であり、また、これからカーポート・コンテナハウス・資材置場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○13番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉24号について少し質問させて下さい。一応始末書に書いてありますが、なぜ無断転用という事が分ったのか。という事と今家を建てているところの隣に車庫とか農業用倉庫が作ってらっしゃると思いますが、こちらにコンテナハウスをという考えはないのか。お伺いします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

まず、違反転用が判明したのは、今家を建てている隣が、地目が山林で現況畑であります。税務課の方から、こちらの方を現況課税に変えますとあって、手前に家を建てましたよねという事で地図と台帳を確認したら、地目は、宅地だったんですが、現況畑で農家台帳にもありましたので、本人に直接現況で転用しないといけないですよと話をしたところなんです。それで、申請して頂きました。面積が1,000m²を超えているのと申請者自体も大

きな機械を所持されていたので、農業用倉庫を一緒にという事であれば大丈夫ですと話したのですが、隣に農業用機械を入れ、他に細かな資材をという事で家を建てた方にコンテナハウスを2棟作るという事で申請があったところです。

○13番委員（○○○○○）

着工は、6月となっておりますよね。コンテナの入手が中々難しいというか中古は、手に入らないと思いますがそこは確認されたんですか。

○事務局（○○○○○）

許可がでるまで時間がかかりますので、それまでには、準備するというふうに行行政書士には確認しております。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○13番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第22号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第23号農地法第5条による許可申請1月保留分についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部11号について、現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と水路を挟んで田、西が畑、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、貸多目的広場及び駐車場を設置する具体的計画がある事、また、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。なお、新田自治会公民館の東側にある農村公園は、グランドゴルフや集落運動会場として利用し、今回の申請地は、主に子供の遊び場所として、利用する事を自治会に確認済です。また、申請人により貸多目的広場及び貸駐車場以外の目的に利用しない事を、期間の定めなく確約書を提出されております。計画面積については、全体面積1,774㎡に新田自治会の為の多目的広場を1,427㎡、駐車場を347㎡で周辺同種施設の規模状況からみて適当と思います。なお、遊具の設置も検討されたようですが、費用負担や定期点検等の関係で断念したとの事です。排水等については、雨水は東側の既存の側溝へ放流する為、適当と思います。被害防除については、周囲へ土砂が流失しないよう擁壁を設け、駐車場には、砕石、入口は、コンクリート舗装し、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、不許可の例外的集落接続施設に該当します。申請人は、新田自治会内に事務所を構え、運送会社を経営し、同自治会の活動に参加する中で、集会の際の駐車場等が不足している事を知り、今回、公民館に隣接する申請地に多目的広場1,427㎡、駐車場347㎡を整備し、無償で自治会へ貸付しようとするものです。調査日は、3月10日、調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3番委員 (○○○○○)

これは、何回も調査に行かれて大変だったと思います。私も気になっていたのですが、子供を持つ親御さん二人に聞いたんですが。あそこで子供は遊ばないというんですよね。何に使われるかと聞くと鬼火焚きぐらいと言われるんですよね。それで二つもいるのかなって思いました。駐車場は、必要だという事でした。以上です。

○2番委員 (○○○○○)

説明を聞くと自治会には説明されたという事でしたが、自治会は、いくつあるんですかね。戸数でもいいですけど。それと、自治会の要望なんですかね。

○事務局 (○○○○○)

○○○○○自治会長に動いてもらって、4月に開催する総会をちょっと早めてもらえないかと相談しました。3月の4日に役員会を急遽開いて頂いて、自治会の総意だと再確認して頂きました。同時に草払い等の管理をどうやっていくのかという事も話し合いして頂きました。その記録として、

補足資料の44ページが1月の中間総会資料で、46名出席されているようです。戸数は、80弱ぐらいですかね。4班に分かれてまして、管理の方を農村公園と同時に新田自治会の役員会の下部組織ですと、3月4日に話し合われたという事のように。その記録の写しを補足資料の45ページに

あるところです。

○2番委員 (○○○○○)

自治会の方も使用したいという意向なんです。

○事務局 (○○○○○)

そうですね。まず駐車場の方が7台確保したいという事で、多目的広場の方がどうしても自治会の方も欲しいという事です。役員会及び子供さんを持つ親御さんにも確認されているという事です。

○2番委員 (○○○○○)

期限は設けないと説明がありましたが、使う方がもう使わないとあれば、○○○○○さんに返して○○○○○さんがどう使おうが自由なんです。そこは何も決めていないのですよね。

○事務局 (○○○○○)

確約書に期限を設けると曾於市農業委員会がそれを過ぎると何しても良いよとなってしまいますので、期日の表現は辞めさせて頂きました。自治会の方にも確認しているのですが、自治会がなくならない限り、ここを返す事はないよと。自治会長が変わっても引き続いていくという事でした。少なくとも駐車場ではあり続けるという事で、○○○○○さんの代で他の目的に変わる事は、ほぼないと思います。

○2番委員 (○○○○○)

はい。解りました。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第23号農地法第5条による許可申請1月保留分については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

次に議案第 24 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 16 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、徳留自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで宅地と雑種地、北が墓地と畑です。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、駐車場・転回スペースを整備する面積として、全体面積 256 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水のみで、側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、土の締め固めを行い、土砂が流失しないようにし、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第二種農地に該当し、駐車場・転回スペースを整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 17 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、二重堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が雑種地、南が山林、北が山林です。目的実現の確実性は、融資証明書、資金提供同意書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・倉庫・堆肥舎・管理用道路・ロール飼料置場を整備する面積として、全体面積 13,553 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、溜枿を設置し、コルゲート管を通じて東側の市道側溝へ放流し、汚水については、のこず吸着するもので適当と思います。被害防除については、誓約書及び畜産環境保全意見書に対する確約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、牛舎・倉庫・堆肥舎・管理用道路・ロール飼料置場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。周りの山林は、他人の土地でしたが、〇〇〇〇〇〇さんが全て買い占めるという事で相談されたそうですが、北側がうまくいかなかったという事でした。放流については、東側の山林を伐採済でコルゲート管が既に入っておりました。雨水については、他人に迷惑をかけないようにという事で山林を買われたという事でした。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 18 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、日光自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路と道路を挟んで山林、西が道路を挟んで畑、南と北が畑です。目的実現の確実性は、肥料置場を設置する具体的計画がある事、また、残高証明書の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 4,760 m²にフレコンバックに詰めた肥料置場を 3,310 m²設置し、駐車場・通路を整備しようとするもので、周辺同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、東側の道路側溝へ放流する為、適当と思います。被害防除については、周囲へ土砂が流失ないように土留め工事をを行います。また、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、農業用肥料の加工販売業を行っておりますが、生産加工した肥料の置場が不足している為、申請地に肥料置場を設置し、駐車場・通路を整備しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、転用目的の肥料置場が農振農用地区域の用途変更区分農業用施設に該当するか、大隅地域振興局農政普及課への確認に期間を

議案第 25 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 26 号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行

っておりますので、報告を求めます。

○ 8 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 3 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、五位塚前自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が山林と畑です。目的実現の確実性は、既に設置済であります。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫の面積として、全体面積 199 ㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第二種農地に該当し、転用目的が農業用倉庫で、耕作不能となる面積 199 ㎡で、転用許可を要しない 200 ㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 26 号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 27 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 37 から 39 については、5 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 40 から 42 については、2 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 43 から 45 については、私と○○○○○推進委員、末吉 46 については、17 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 47 と 48 については、4 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 49 については、11 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅 50 については、19 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅 51 については、9 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部 52 と 54 と 55 については、3 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部 53 については、7 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部 56 から 57 については、14 番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

(「はい」の声あり)

○ 14 番 (○○○○○)

財部 57 号については、成立です。

○ 1 番委員 (○○○○○)

末吉 127 号は、末吉町岩崎○○○○○は成立で、他は打切でお願いします。

○ 4 番委員 (○○○○○)

末吉 129 号と 130 号は、継続でお願いします。

○ 15 番委員 (○○○○○)

大隅 131 号は、継続でお願いします。132 号は、打切でお願いします。

○ 8 番委員 (○○○○○)

- 大隅 133 号は、成立でお願いします。
- 2 番委員 (○○○○○)
- 末吉 2 号から 3 号は、継続でお願いします。
- 17 番委員 (○○○○○)
- 末吉 4 号と 6 号は、継続でお願いします。
- 4 番委員 (○○○○○)
- 末吉 7 号は、成立でお願いします。
- 8 番委員 (○○○○○)
- 大隅 9 号は、継続でお願いします。
- 19 番委員 (○○○○○)
- 大隅 10 号は、継続でお願いします。
- 10 番委員 (○○○○○)
- 大隅 11 号は、継続でお願いします。
- 14 番委員 (○○○○○)
- 財部 15 号は、継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)
- 末吉 16 号は、成立です。
- 5 番委員 (○○○○○)
- 末吉 17 号から 19 号は、継続でお願いします。
- 17 番委員 (○○○○○)
- 末吉 20 号と 21 号は、継続でお願いします。
- 12 番委員 (○○○○○)
- 末吉 22 号は、継続でお願いします。
- 11 番委員 (○○○○○)
- 末吉 23 号は、継続でお願いします。
- 12 番委員 (○○○○○)
- 末吉 24 号は、継続でお願いします。
- 15 番委員 (○○○○○)
- 大隅 25 号と 26 号は、継続でお願いします。大隅 27 号と 28 号は、売りたいとありますが、賃貸借で成立です。
- 9 番委員 (○○○○○)
- 大隅 29 号は、継続でお願いします。
- 3 番委員 (○○○○○)
- 財部 30 号と 32 号は、成立でお願いします。財部 31 号は、継続でお願いします。
- 14 番委員 (○○○○○)
- 財部 35 号と 36 号は、継続でお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
- 大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午後 2 時 53 分)

(休憩：午後 3 時 03 分)

- 議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。議案第 28 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は再設定 3 年以上 6 年未満末吉 81 号を除いて、期間ごとに、中

間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (山口裕之会長)

議案第28号農用地利用集積計画の利用権設定再設定3年以上6年未満末吉81号を除いては、
申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、
申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。
(「○○○○○委員」退席)

○議長 (○○○○○会長)

議案第28号農用地利用集積計画の利用権設定再設定3年以上6年未満末吉81号についてを議
題と致します。質疑・意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第28号農用地利用集積計画の利用権設定再設定3年以上6年未満末吉81号については、
申出のとおり決定する事にご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、

申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員」復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 29 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 35 号を除いてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 29 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 35 号を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員」退席)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 29 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 35 号についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 29 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 35 号については、申出のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員」復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 30 号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

人事異動について説明。

○議長 (○○○○○会長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 30 号事務局職員の人事異動の承認については、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申出のとおり承認されました。

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第 3 号合意解約等の報告については、総会資料の 52 ページから 68 ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○18番委員 (○○○○○)

転作について (5年間に水田を耕作)

相続の名義人の簡素化について

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○次長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和5年第3回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。大変ご苦勞様でした。

令和5年3月20日(月) 午後3時35分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員